

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部
	課名	社会福祉課
	係名	社会福祉係
	記入者	
	電話(内線)	138

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]		継続		(2) 事務事業 の名称		生活困窮者自立支援(住居確保給付金支給事務)				(3) 事業の 優先度		A						
(4) 総合計画での位置づけ							(6) 事業主体		市									
① 事業の区分		主要事業						(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)								
② 施策コード		16101		(総合計画掲載ページ)		67			会計区分	一般会計								
基本目標(政策)		1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)							財源区分	国県補助								
基本施策		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実(低所得者福祉・母子・父子福祉)							予算科目	款 3		項 1		目 1				
施策		①生活保障の充実							予算書上の	生活困窮者自立支援事業費								
施策内容		1生活困窮者への生活保障及び自立支援							事業名称	(予算書 67 ページに掲載)								
(5) 事業期間		開始		平成		27		年		4		月から		(8) 事務分類		自治事務		
		終了				年						月まで (		力年)		根拠法令	生活困窮者自立支援法	

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
過去2年以内に離職した世帯における生計維持者のうち、常用就職への意識があり、住宅を喪失または喪失するおそれのある65歳未満の者(生活保護受給者を除く)	就労活動に必要である住居を確保し、ハローワークとの連携による対象者(離職者)への常用就職へ向けた支援を行うことで、当該世帯の生活の維持・安定を図る。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
当該手当支給に必要な、就職活動等の活動要件を満たす者に対し、原則3か月(最大9か月)の生活保護費の住宅扶助相当の家賃補助を行う。(上限金額有)	生活困窮者自立支援法の制定に伴い平成21年度に制度導入された「住宅支援給付事業」にかわる扶助制度として事業開始されたものである。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
リーマンショックを発端とした景気の低迷や、派遣切り等失業者が増加する中で、第2のセーフティーネットである本事業の必要性が高まった。生活保護に至る前の段階から、ハローワーク等との連携により本事業を実施し、早期自立を支援する。	

3. 事業コスト

行政評価 実施計画		実績内容の評価		検討・改善	検討・改善内容を反映		
● 予算内訳		実績額（千円）	当初予算額（千円）	計画額・見込額（千円）			
事業内容		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	生活困窮者自立相談支援事業3/4					
		住居確保給付: 扶助費	550	2,448			
	合計	550	2,448				
	財源	国庫支出金 (千円)	412	1,836			
		県支出金 (千円)					
地方債 (千円)							
その他特定財源 (千円)							
一般財源 (千円)		138	612				
合計 (千円)		550	2,448				
補助・起債制度名	生活困窮者自立支援費負担金	生活困窮者自立支援費負担金					

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	住居確保給付金の支給月数	目標値	月		72	48	48	48	
		実績(見込)値		15	48				
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	就労生活面での自立者数	目標値	人		5	5	5	5	
		実績(見込)値		1	5	5	5	5	
		達成率		20.0 %	100.0 %				
		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
5. 事業評価									
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。 相談者に対する制度周知及び制度利用の案内とハローワークと連携した就労支援を行う。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	長引く不況により、リストラ・倒産・健康被害で離職する人に必要な制度					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	福祉事務所が行っている事業であり、行政以外の機関では実施できない。					
	手段の妥当性	A	妥当である	現在の方法が妥当である。					
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	支援の必要な人に支援が行えている。					
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	支援の必要な人に支援できた。					
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	ハローワークと連携して、就職できるように指導したが結果に結びつくものとは限らない。					
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	国の方針及び指導に則って実施している。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。 生活困窮者に対する生活保護となる前の第2のセーフティネットとしての本制度の位置づけを果たすことができた。問題、課題は就労率の低さである。また、切羽詰まった状況に陥ってからの相談が多いことから支援策の選択肢が限られてしまうので、早期に要支援者の認知が必要である。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？ 社会情勢の影響を受けやすく、長引く不況の影響でいまだ失業者が多い現状であるが、対象者は、ハローワークに登録の上、就職をめざすよう適切に対応していく。 要支援者の早期認知を図るため関係機関（ライフライン提供者、市税など徴収業務担当課、民生委員など）との連携を強化する。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			要支援者を早期に認知できるよう関係機関との連携を密にし事業の継続を図る。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				